

(関係部門へご回覧ください)

信用保証協会保証付融資の債権管理

長引く低金利政策の影響で、金融機関の本業である融資業務での適切な利鞘確保が困難な状況にある今日、融資債権の回収不能によって被った損失を、新たな融資量の拡大でカバーするのは至難の業となっています。

そのような状況下では、信用保証協会の保証制度は中小・零細事業者に対する円滑な資金供給を実現するための優れた制度であり、かつ金融機関にとっても融資債権回収不能の事態を回避できることから、積極的な活用を図っているところです。

しかしながら、保証付融資はプロパー融資と同様の管理・回収努力を尽くす義務が金融機関に課せられているほか、信用保証協会との間で必要とする多くの固有手続があり、それらを理解せずに放置することは許されません。「保証協会の保証があるから安心」との短絡的な発想は大間違いなのです。

本セミナーでは、信用保証協会保証制度のポイントに加え、講師の長年にわたる金融法務の業務経験を基にした多くの事例研究によって、保証免責の事態を招かない勘所を中心に解説します。

募集期間：2017年12月18日(月)～2018年3月30日(金)

講師：静岡中央銀行

顧問 両部美勝氏

主催：C M C

Computer Based Management College

<http://www.nikkin.co.jp/CMC/>

申込書の送付先：FAX (03-3261-4570) [切り取らずにそのままFAXしてください]

CMC プレ 50 周年特別企画 講師派遣セミナー 「信用保証協会保証付融資の債権管理」		
申 込 書	貴社名：	
	所在地：(〒)	
	担当者名(連絡責任者)：	TEL：
	部署・役職：	FAX：
	開催予定日 (年 月 日)	開催時間 (3時間) (6時間) ※どちらかを○で囲ってください。
※お申し込み後、弊社担当者より電話にて今後のスケジュール等の確認をいたします。 ※申込書にご記入のうえ、PDFにてメールでのお申し込みも受け付けています。 E-mail: cmc@silk.ocn.ne.jp ※お問い合わせ 講師派遣セミナー係 03-3261-4550		

信用保証協会保証付融資の債権管理

カリキュラム（3 時間または 6 時間）

1. 信用保証協会保証制度利用の基礎知識

① 保障免責の種類と内容

- ・保証免責に係る約定書の定め
- ・1～3号免責の特徴、保証免責の要件と範囲

② 融資取引の各段階での留意事項

- ・融資取組前 保証条件の具備、延滞債権先の取組回避、債務者への協力要請
- ・融資取組後 融資金管理、旧債振替・資金使途違反の回避と、問題発見時の対応
- ・事故発生時 担保保存義務違反、プロパー債権との同等管理義務、条件外担保・保証の取扱
預金相殺の充当順序、異議申立預託金との相殺時期

③ 反社会的勢力、融資金詐欺犯人に対する保証の有効性問題

- ・要素の錯誤に係る最高裁の判断
- ・保証契約違反とその回避策

④ 反社会的勢力、融資金詐欺犯人の見分け方

2. 保証免責とされた事例研究

【料金】 ① 3 時間 108,000 円（税込） ② 6 時間 162,000 円

※交通費、宿泊費は別途かかります。

両部 美勝 氏（講師略歴）

1968 年旧三和銀行（現 三菱東京 U F J 銀行）入行。18 年間にわたり金融法務業務に従事し、法務室長、コンプライアンス統括部付部長を歴任。2005 年 4 月退職、同年 5 月静岡中央銀行に入行。コンプライアンス統括部長を経て、2009 年 6 月取締役、コンプライアンス統括部長委嘱、2012 年 6 月常務を経て、2013 年 6 月顧問。

◆セミナーのねらい

信用保証制度を金融機関・債務者の双方がきちんと理解していない結果、融資取組み後、日を置かず保証免責とされる取引（旧債振替、資金使途違反等）が発生しているにもかかわらず、双方がそれに気付かず、信用保証協会に対して保証料を支払い続けた挙句、代位弁済請求の段階になって保証免責を主張されるとの、誠に不合理な現象が生じています。また、債権回収の際に保証条件外担保・保証の取扱を誤り、担保保存義務違反を事由に保証免責とされる現象も見られるところです。

そこで 1,000 万円の融資債権が保証免責とされ、その結果、同額の債権回収ロスが生じると、その損失を取り戻すためには、新たに健全な融資債権を 10 億円積み上げ、3 年～4 年をかけて回収しなければならないこととなります。

融資取引には与信判断リスクと、それに伴う債権回収ロスの可能性が常に伴いますが、保証免責はそうではなく、いわば「事務ミス」によるものに等しいため、絶対に発生させてはなりません。これは要点を理解すれば決して難しいことはありません。

この他にも、「反社会的勢力に対する保証の有効性」、「中小事業者としての実態を伴わない者に対する保証の有効性」につき、永年にわたって信用保証協会と金融機関の間で多くの訴訟が展開されていたものが、いずれも最高裁の判断が出された結果、それを踏まえた実務対応も急務の一つです。

これらの点を営業・融資に携わる行職員に一人でも多く理解してもらうことを狙いとしています。